業務契約書（案）

沖縄県立博物館・美術館館長　園原　謙（以下「甲」という。）と受託者　　（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託業務の契約を締結し、信義に従いこれを履行する。

１　委託業務名称：令和８年度展示ケースの照明機器交換委託業務

２　履行期間　　：契約締結日から令和９年３月３０日

３　業務委託料　：一金　　円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税は　　円也

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83に基づき算出したもので、委託料（非課税部分を除いた額）に110分の10を乗じて得た額である。

４　契約保証金：沖縄県財務規則第101条による。

本契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所　沖縄県那覇市おもろまち３－１－１

名称　沖縄県立博物館・美術館

氏名　館長　園原　謙

乙　住所

名称

氏名

第１条　乙は、別添仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。
２　前項の仕様書に明記されていない仕様があるときには、甲と乙が協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示するところによるものとする。

第２条　乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこれを承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

第３条　乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
２　乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
３　乙は、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
４　乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。
　ただし、甲が仕様書で示したうち、「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。
５　乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を補償しなければならない。
６　乙が第１項から第４項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

第４条　甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

第５条　甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

第６条　乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、遅滞なく甲に対して履行期限延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。
２　甲は、乙の帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合におい

ては、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対して年３．０％の違約金の支払を乙に請求することができる。

第７条　乙は、天災地変その他やむを得ない理由により期限までに業務を完了することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。
２　前項の願出は、納入期限までにしなければならない。
３　甲は、第１項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第６条の違約金を免除することができる。

第８条　業務の処理について第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担においてこれを賠償する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においてはその限りではない。

第９条　乙は、業務を完了したときは、甲に対して遅滞なく業務完了報告書及び仕様書に定める書類等一式を提出しなければならない。
２　甲は、前項の業務完了報告書に定める書類等一式を受理したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。
３　前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届け及び仕様書に定める書類等一式を提出して再検査を受けなければならない。

第10条　乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払いを請求することができる。
２　甲は、前項の支払請求を受理した場合、支払い請求書が適法なものであるときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

第11条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
（１）乙が正当な事由なく解約を申し出たとき
（２）乙の責めに帰すべき理由により期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき
（３）乙が正当な事由なしに業務に着手しないとき
（４）第２条、第３条又は第６条の規定に違反したとき
（５）この契約の履行に関し、乙又はその代理若しくは使用人等に不正があったとき
（６）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成３年法律第77

号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（７）役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（８）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（９）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（10）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　この場合において、契約保証金の納付を免除されているときは、乙は損害賠償金として業務委託料の100分の10相当額を甲に支払わなければならない。

第12条　乙は、次の各号の一に該当する事由があるときは、契約を解除することができる

（１）第５条の規定により業務内容を変更したため、業務が３分の２以上減少したとき。

（２）甲が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

第 13 条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、）全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約 に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第 14 条　乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第15条　乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第16条　甲は、委託業務が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期

間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

２　前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から１年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、その限りでない。

３　乙が第１項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第１項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第１項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

第17条　甲は、契約不適合の履行の追完、違約金の徴収、本契約の解除をしても、なお損害がある場合には、乙に対して損害賠償の請求をすることができる。

２　甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から１年以内に乙に通知することを要するものとする。

第18条　乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

第19条 乙は、委託業務に要する経費について、その収支を明らかにした専用の帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

２　乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

（１）委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

（２）前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

３　乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後５年間保存しておかなければならない。

第20条　この契約書に定めるもののほか、必要があると認めるものについては、甲乙協議してこれを定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）
第１　乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）
第２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正管理）
第３　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）
第４　乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。
２　乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。
３　乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

（作業場所の特定・持ち出しの制限）
第５　乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。
２　乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

（収集の制限）
第６　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）
第７　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）
第８　乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（事務従事者への周知等）
第９　乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

（派遣労働者）
第10　乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第２に準ずるものとする。
２　乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（再委託の禁止）
第11　乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事

務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。
２　乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
⑴　再委託を行う業務の内容
⑵　再委託で取り扱う個人情報
⑶　再委託の期間
⑷　再委託が必要な理由
⑸　再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
⑹　再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
⑺　再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
⑻　再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）
３　乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。
４　乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
５　乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）
第12　乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。
２　甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。
３　乙は、前２項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
４　乙は、パソコン等に記録された個人情報を第１項及び第２項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
５　乙は、第１項及び第２項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
６　乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）
第13　甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。
２　甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）
第14　乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。
２　乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）
第15　甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）
第16　甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。
２　乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）
第17　乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。